

「職員力」地域貢献推進指針

～ 地域社会の一員として自主的な地域貢献の推進に向けて ～



令和5年6月 改訂

宮崎県総務部人事課行政改革推進室

1 指針策定の趣旨

○ 地域課題の解決

少子高齢社会や人口減少社会における地域社会を支える人材不足等の地域課題に対して、職員も地域社会の一員という立場で、各種のボランティア活動・地域活動への自主的な参加や活動の主宰等の地域貢献活動を行うことで地域課題の解決に寄与。

○ 地域の視点・県民の視点に立った職務の遂行

地域での活動を通じて、地域の実情を実感することで、地域の視点・県民の視点に立った職務の遂行を期待。

○ ワーク・ライフ・バランスの実現

地域での結びつき・輪の広がりによる、各種のネットワークづくりのほか、地域の中で活躍できる場面を持つことにより、公私ともに「やりがい・生きがい」を見つけ、生涯にわたり充実した生活を実現。

以上のことから、本指針に基づき、地域貢献活動に参加する職員の意欲を高めるための意識啓発や環境づくり等に取り組むものとする。

2 地域貢献活動の定義と基本的な取組

(1) 定義

本指針に掲げる「地域貢献活動」とは、災害ボランティア等の各種ボランティア活動や、自治会、自治公民館、PTA等の地域団体の行う活動への参加又は活動の主宰など、地域社会の一員として、職員自らが、様々な場面での活動を通じて、地域のニーズや課題を理解して、地域社会に貢献する活動をいう。

(2) 各職員の取組姿勢

- 職員も地域社会を構成し、地域づくりを担う一員であることを自覚
- 地域での結びつき・輪の広がり将来にわたって大きな財産であることを受け止め、その意義を理解
- その上で、可能な範囲内で取り組み、より自発的な参加に向けて努力
- また、地域の中で主体的に取り組んでいる職員は、活動を広げるための情報発信等を積極的に行い、地域貢献活動の活性化に向けて努力

(3) 各所属の対応

- 県主催の事業・イベントの実施等に当たり、広く県民に参加を求めるものについては、全庁掲示板等を通じて職員の参加も呼びかけ
- 職員が地域貢献活動に参加するための、休暇を取得しやすい環境づくりの推進

3 地域貢献活動の事例

(1) 活動の具体例

種類	特徴	具体例
①ボランティア活動 (個人レベル)	個人あるいは志を共にする 個人（グループ）が自発的に 意思に基づいて他人を助けたり、 社会に貢献したりする活動	<ul style="list-style-type: none">● 災害時の救出● 救護活動、被災者支援活動● NPO活動● 地域の伝統文化活動への参加● 共同募金、歳末助け合い等の募金活動● 献血、ドナー登録● ゴミ拾い、清掃作業等● 地域ブランドや地場製品のプロモーション活動● 部活動指導員● 消防団活動 等
②地域団体活動 (団体レベル)	一定の区域を基盤として地域 に根ざした活動を行う「地域 団体」による組織的な活動	<ul style="list-style-type: none">● 自治会（地域防犯、地域防災、交通安全 等）● P T A、子ども会（青少年の健全育成、子育て支援 等）● 高齢者・障がい者・在住外国人支援● 文化・スポーツ・交流促進等様々な分野における活動 等● 環境の保全や監視に関する活動● 移住者受け入れや定住促進に関する活動 等

※ **報酬を得て地域貢献活動を行う場合は、知事の許可を受ける必要がある。**
(事前に所属長を通して人事課へ営利企業等への従事許可願を提出。)

4 地域貢献活動参加の促進方策

(1) 意識啓発

- 各種事業・イベント等を活用した職員への呼びかけ [各所属]
- 職員研修（ライフプラン研修、教養研修等）を活用した啓発 [総務事務センター、自治学院]
- 「能力開発シート（人事評価）」、「職員調書」の記入欄を活用した職員の意識醸成 [人事課・行政改革推進室]

(2) 情報提供

- 庁内LANの全庁掲示板等を活用した情報提供 [各所属]
- 宮崎県ボランティアセンターの情報発信サイト「ぶーら・ポーラ」等を活用した情報提供 [生活・協働・男女参画課]
- 地域貢献活動参加の事例や参加募集等に関する情報を職員情報誌「県庁ひろば」で紹介 [総務事務センター]

(3) 環境づくり

- 地域貢献活動のための年休、ボランティア休暇を取得しやすい環境づくり、組織風土の醸成 [人事課・行政改革推進室、各所属]

(4) 活動支援

- 職員が主体的に取り組むボランティアグループやサークル等に対する活動場所（職員健康プラザ等）の提供 [総務事務センター、各所属]
- 地共済のクラブ活動助成金の活用によるボランティア活動を行っている職員グループ等への助成 [総務事務センター]

[指針イメージ図]

指針策定の趣旨

- 地域課題の解決
- 地域の視点・県民の視点に立った職務の遂行
- ワーク・ライフ・バランスの実現

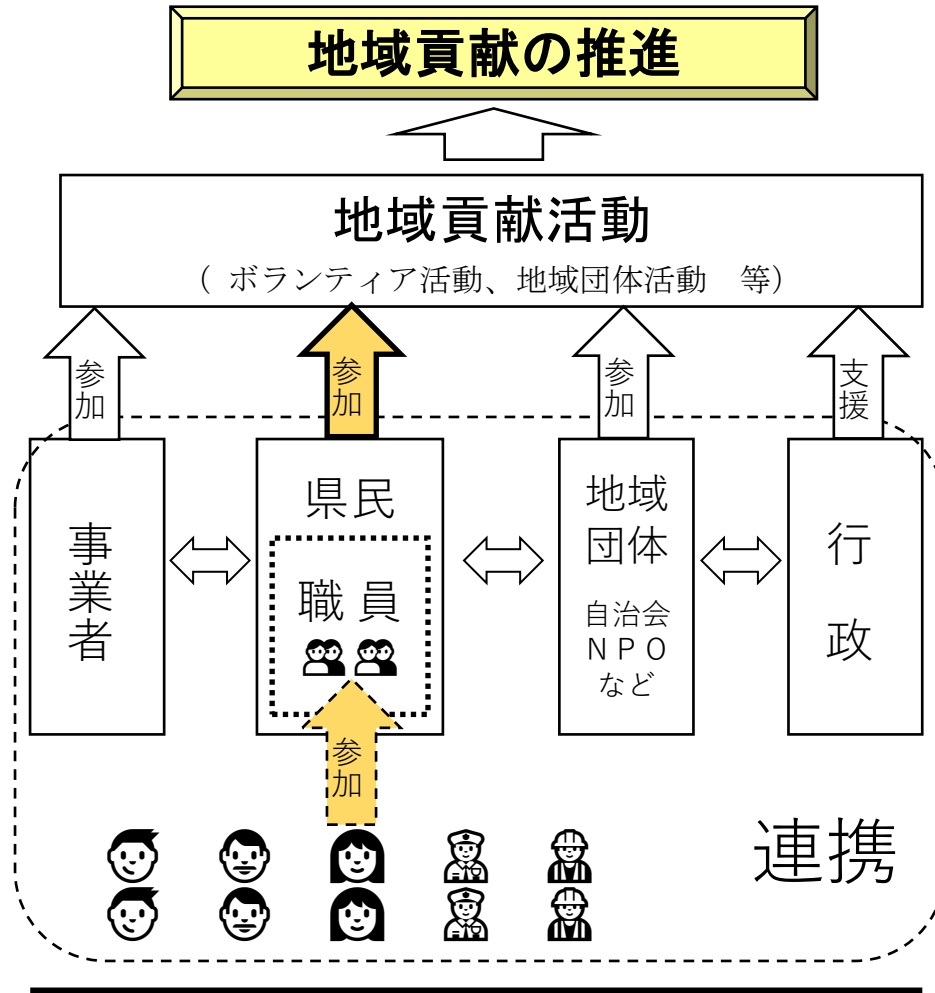
基本的な取組

(1) 各職員の取組姿勢

- 地域社会の一員であることを自覚
- 地域での結びつき・輪の広がり大きな財産であると受け止め、その意義を理解
- 可能な範囲内で取り組み、より自発的な参加に向けて努力
- 地域の中で主体的に取り組んでいる職員は、活動を広げるための情報発信等を積極的に実施

(2) 各所属の対応

- 広く県民に参加を求める県主催の事業・イベント等は職員の参加も呼びかけ
- 職員が地域貢献活動のための、休暇を取得しやすい環境づくりの推進



促進方策 ~ 職員の意欲を高める方策

- 意識啓発
- 情報提供
- 環境づくり
- 活動支援